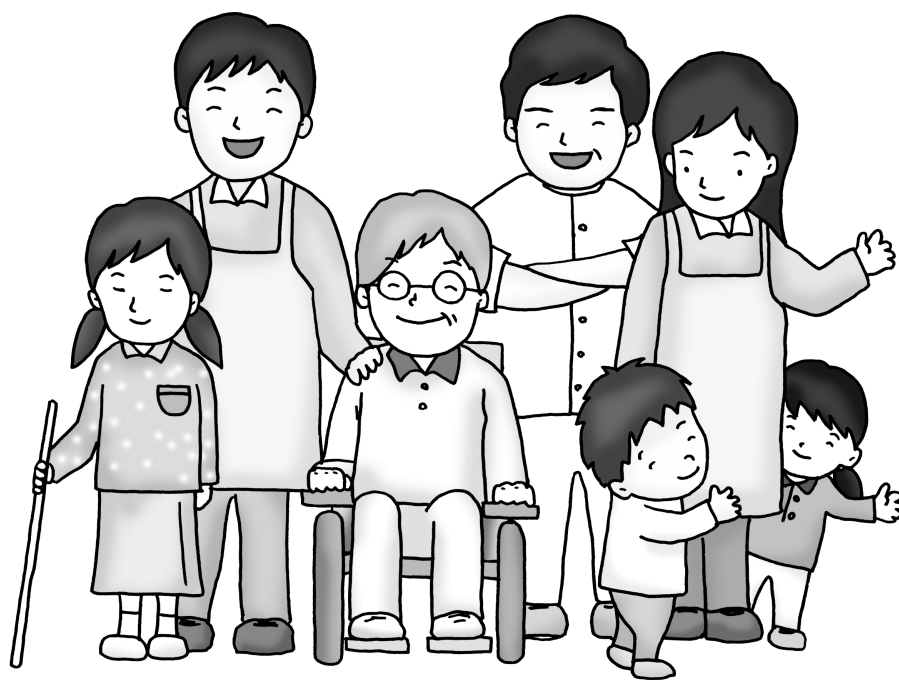


田 辺 市

障害者計画及び障害福祉計画

【 概 要 版 】



平成 19 年 3 月

田 辺 市

計画策定にあたって

計画策定の趣旨

近年、高齢化の進行に伴う身体障害者数の増加や障害の重度化・重複化の傾向や社会・経済状況等の変化による心的ストレスを要因とした精神障害のある人の増加が見られ、障害者福祉を取り巻くニーズは多様化しており、障害の状況に応じた施策の充実が急務となっています。

このような状況のなか、サービス利用のさらなる増加が予測されており、サービスの質を保ちつつ、必要なサービス量を確保し、安定的かつ効率的な制度体制を確保するため、「障害者自立支援法」が成立しました。この法律では、市町村を中心としたサービス提供体制を基本に、居宅・施設サービス体系の再構築や国・県・市町村・利用者の費用負担のあり方等、障害者福祉施策が抜本的に見直されることとなりました。

この計画は、これら国の流れ及び「田辺市総合計画」「田辺市地域福祉計画」等の上位計画やその他の関連計画と整合を図り、長期的・総合的な視点から施策を体系化するとともに、障害者福祉の充実に向けての目標及び具体的な取り組みを明らかにしたものです。

計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から平成23年度までの6年間とします。

ただし、障害福祉計画については平成20年度までを第1期として定めます。その後、3年を1期として必要な見直しを行っていくものとしますが、関係法令等の変更に対応する必要が生じた場合、計画期間に限らず障害者計画を含む全体の見直しを行う可能性があります。

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
田辺市障害者計画					
第1期障害福祉計画			第2期障害福祉計画		



計画の対象

本計画の対象となる「障害のある人」とは、障害者基本法の規定に基づく「身体障害、知的障害、または精神障害があるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者」、また、同法改正の際の附帯決議にある「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者、並びに難病に起因する身体または精神上的障害を有する者であって、継続的に生活上の支障がある者」並びに発達障害者支援法の規定に基づく「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害」があり「日常生活又は社会生活に制限を受ける者」とします。

計画の理念

「だれもが安心を感じられる障害者福祉の実現」

地域には子供や大人、高齢者、障害のある人等、さまざまな人が生活しています。だれもが住み慣れた地域で、生きる喜びを感じ、安心と尊厳を持って暮らせる社会を築くためには、障害のある人の生活においても当然の権利として、主体性を持ち社会、経済、文化、スポーツ等、あらゆる活動に参加できる機会が保障された社会、物理的にも精神的にもバリアフリーが実現された社会をめざしていかなければなりません。

特に、田辺市では、「第1次田辺市総合計画」の基本計画に『人を大切にするまちづくり』を掲げ、すべての人の人権を尊重する幅広い施策を展開することとしています。今後も障害の有無にかかわらず一般社会のなかで障害のある人となない人が共に生きる社会が普通の社会であるという「ノーマライゼーション」と、障害があってもライフステージのすべての段階において社会経済的に普通の生活を営むことを保障できるよう支援する「リハビリテーション」の理念のもと、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って共に社会の一員として、社会活動に参加し、安心して生活を送ることができる社会の実現に向けて施策の推進を図っていきます。



計画の視点

視点 1 社会のバリアフリー化の推進

- 障害のある人が地域のなかで自分らしく、いきいきと生活できるよう、道路や公共施設等の交通環境・生活環境の面、さらには人権尊重の徹底や相互理解の浸透等の心理的な面、すべてにおいてバリアフリー化された社会の実現をめざします。



視点 2 障害の特性を踏まえた利用者本位の支援の展開

- 障害のある人一人ひとりのニーズに対応するため、個々の障害に応じたニーズを的確に把握するとともに、サービス事業者や民間企業、NPO、地域住民団体等と連携を図り、ライフステージの全段階を通じた総合的かつ適切な支援施策が行えるよう体制を整えていきます。
また、利用者が自らの選択に基づき適切なサービスを利用できるよう、相談、利用援助等の体制を充実します。

視点 3 総合的かつ効果的な施策の推進

- 障害のある人がいつまでも自分らしい生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉、教育、雇用・就労等の関係行政機関相互の緊密な連携を確保するとともに、「田辺市高齢者保健福祉計画 2006」「田辺市次世代育成支援行動計画」をはじめ「田辺市地域福祉計画」「田辺市健康づくり計画」等との整合性にも視点を置きながら、総合的な施策の展開を推進します。



施策の基本方向と取り組みの推進



広報・啓発活動

広報・啓発活動の推進
福祉教育の推進
交流の促進

保健・医療・リハビリテーション

障害予防の充実

- ・健康づくりの推進
- ・母子保健事業の充実
- ・成人及び高齢者保健事業の充実
- ・二次障害の予防

障害の早期発見・早期療育体制の充実

- ・健康診査の充実
- ・療育指導・相談体制の整備
- ・障害のある子供の活動の場の提供

医療・リハビリテーションの充実

- ・医療体制の充実
- ・リハビリテーションの充実
- ・医療費助成制度の充実

精神保健対策の充実

- ・地域精神保健医療の充実
- ・心の健康づくりの推進
- ・精神障害のある人の社会復帰対策の推進

保健・医療・福祉の連携

- ・保健・医療・福祉の効果的な連携
- ・地域自立支援協議会の設置と連携強化



共に育ちあう保育・教育



保育・学校教育の充実

- ・保育の充実
- ・学校教育の充実
- ・障害児教育環境の向上

進路の確立

生涯学習の推進

- ・生涯学習推進体制の充実
- ・生涯学習への支援策

雇用・就労の促進

雇用の促進と安定

- ・雇用促進のための啓発の推進
- ・職業指導・職業紹介相談の充実
- ・地方公共団体における障害者雇用の促進
- ・職業リハビリテーションの充実
- ・障害の種別等に配慮した就労支援の充実

福祉的就労の場の拡大と一般就労への移行促進

- ・福祉的就労の場の拡大
- ・一般就労への移行の促進



生活支援（福祉）サービスの充実



生活安定のための施策の充実

- ・年金・手当等の充実と制度の周知
- ・関連制度の活用促進

総合的な自立支援システムの構築

- ・自立支援給付サービスの円滑な推進
- ・地域生活支援事業の円滑な推進

福祉のまちづくりの推進

やさしいまちづくりの推進

- ・やさしいまちづくりの推進
- ・やさしいまちづくりの啓発

住宅・生活環境の整備促進

- ・障害のある人・高齢者に配慮した住宅の整備促進
- ・生活環境の整備促進
- ・情報提供の充実
- ・安全確保対策の推進

交通・移動対策の推進

- ・交通関連施設・道路等の整備
- ・移動支援の充実

障害のある人にやさしい観光地づくりの推進

- ・観光地におけるバリアフリーの促進
- ・障害のある人の受け入れ体制の充実



スポーツ・レクリエーション

スポーツ・レクリエーション等への参加促進

障害のある人の生活を支えるサービスの提供

～ 障害のある人が利用できるサービスは以下の通りです～

障害福祉サービス

介護給付

居宅介護（ホームヘルプ）
重度訪問介護
行動援護
重度障害者等包括支援
生活介護
療養介護
児童デイサービス
短期入所
施設入所支援
共同生活介護（ケアホーム）

訓練等給付

自立訓練（機能訓練 / 生活訓練）
就労移行支援
就労継続支援 A 型
就労継続支援 B 型
共同生活援助（グループホーム）

指定相談支援（サービス利用計画作成）



地域生活支援事業

必須事業

相談支援事業
・ 障害者相談支援事業
・ 住宅入居支援事業
・ 成年後見制度利用支援事業
コミュニケーション支援事業
日常生活用具給付事業
移動支援事業
地域活動支援センター事業



任意事業

福祉ホーム事業
訪問入浴サービス事業
身体障害者自立支援事業
更生訓練費給付事業
生活支援事業
・ 生活訓練等事業
・ 本人活動支援事業
・ ボランティア活動支援事業
日中一時支援事業
・ 障害児タイムケア事業
・ 日中短期入所事業
・ デイサービス事業
生活サポート事業
社会参加促進事業
・ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
・ 点字・声の広報発行事業
・ 奉仕員養成研修事業
・ 自動車運転免許取得・改造助成事業
経過的デイサービス事業

総合的な障害者施策の展開

総合的な情報提供体制と相談体制の確立

障害のある人に関する情報が最も多く集まる市の保健福祉部門が中心となり、各相談窓口間の連携を図るよう努めるとともに、相談体制の充実を図るため、担当職員の研修等をさらに充実させ、総合的な相談機能の強化に努めます。

一人ひとりの一生を通じたケア体制の構築

これまでの障害者施策については、障害のある人の年齢に応じ、保育所、特別支援学校、作業所等、支援する主体が異なっていることが課題となっていました。今後は、これらの各支援主体が相互に連携を図り、情報の交換や支援方法の検討を行うことで、一人ひとりの一生を通じたケア体制を構築することをめざします。

障害種別ごとの適切な対応

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等、障害の種別によって、ケアの方法や必要な支援は大きく異なります。障害のある人一人ひとりのそれぞれの状況に応じた対応が求められており、今後は保健・医療・福祉の連携だけでなく、教育や雇用等の分野についても連携を図り、総合的な支援体制の構築をめざします。



計画の推進体制の整備

福祉を支える人づくり

障害のある人が安心して生活を営むことができるよう、施設や制度の整備だけでなく、専門職の確保を促進します。

ボランティア活動の促進

障害のある人を地域全体で支援していくためには、ボランティア活動は欠かせないものです。市においては、青少年（障害のある子供を含む）の体験活動を支援するため、ボランティア支援センターを構築し、ボランティア活動の推進に努めています。

また、手話講座を開設し、手話ボランティアの養成に努めています。

健全な財政運営の推進

本計画の実施にあたっては、市が直接実施する事業から国、県が実施するもの、市民の協力により実施するものなどがあります。

市においては、「第1次田辺市総合計画」の部門計画と位置づけ、必要度の高いものから各種施策の実施に努めます。また、国や県が実施する事業や助成については、機会のあるごとに市民の要望や意見を聞き、関係団体等との連携を図りながら、国や県にその改善を要請します。

計画の推進体制

「田辺市障害者施策推進協議会」を中心として、市行政内部に推進組織をつくとともに、計画の内容を広く市民に広報し、障害のある人に関する意識の向上を図ります。

障害福祉計画については平成20年度に見直しがあり、また、計画全体についても、「田辺市障害者施策推進協議会」を毎年開催し、計画の進捗状況や改善点について随時検証することで、計画の効果的な推進をめざします。

計画の点検・評価

田辺市障害者計画及び障害福祉計画は、田辺市における障害者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定めた「障害者計画」と田辺市における障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりや障害福祉サービス等を確保するための方策等を事業計画として取りまとめた「障害福祉計画」との2部構成となっています。「障害者計画」は、障害のある人に対する施策全般を推進するものであり、「障害福祉計画」は障害福祉サービスの円滑な提供とサービス基盤の整備を図る計画であり、定期的に点検し、評価を行います。

ライフステージに応じた相談支援体制

～ 障害のある人の一生を支えます～

	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
療育・就学	児童相談所 保健所・医療機関 学校・特別支援学校 保育所・幼稚園			
医療・保健	医療機関 市健康増進課 各行政局保健福祉課 学校・特別支援学校			
生活全般	相談支援事業者 発達障害者支援体制事業			
雇用・就労			公共職業安定所 障害者就業・生活支援センター 就労移行・継続支援事業所	
介護			市やすらぎ対策課 地域包括支援センター 居宅介護支援事業者	
地域での相談窓口	社会福祉協議会 民生委員・児童委員 障害者団体 身体障害者相談員 知的障害者相談員			
総合相談	市やすらぎ対策課 各行政局保健福祉課			

障害福祉に関するご相談窓口

～お気軽にご相談ください～

田辺市では、障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、本人、家族または介護を行う人からの相談に応じるとともに、必要に応じて、情報の提供、福祉サービスの利用援助、権利擁護のための援助等を行う相談窓口を設置しています。

【身体障害のある人への支援】

名 称	電 話	FAX
障害者生活支援センター (田辺市社会福祉協議会)	0739 26 4923	0739 26 4923

主に身体障害のある人が対象の相談窓口です。

【障害のある子ども・知的障害のある人への支援】

名 称	電 話	FAX
田辺・西牟婁障害児者活動センター り～ふ (ふたば福祉会)	0739 25 5161	0739 25 5161

主に障害のある子ども、知的障害のある人が対象の相談窓口です。

【精神障害のある人への支援】

名 称	電 話	FAX
紀南障害者地域生活支援センター (やおき福祉会)	0739 23 3667	0739 23 3668

主に精神障害のある人が対象の相談窓口です。

【発達障害のある人への支援】

名 称	電 話	FAX
発達障害者相談支援 (市やすらぎ対策課)	0739 26 4902	0739 25 3994

発達障害のある人が対象の相談窓口です。

【お問い合わせ窓口】

名 称	電 話	FAX
田辺市民総合センター内 やすらぎ対策課障害福祉係	0739 26 4902	0739 25 3994
龍神行政局内 保健福祉課保健福祉係	0739 78 0820	0739 78 2141
中辺路行政局内 保健福祉課保健福祉係	0739 64 0503	0739 64 0966
大塔行政局内 保健福祉課保健福祉係	0739 48 0301 (代)	0739 49 0359
本宮行政局内 保健福祉課保健福祉係	0735 42 1002	0735 42 0239



田 辺 市 民 憲 章

わたくしたち田辺市民は、美しい海・山・川の豊かなめぐみに感謝し、先人たちが築きあげた歴史と文化をうけつぎ、自治と福祉のこころにあふれたまちをつくるため、ここに市民憲章をさだめ、力を合わせてその実行につとめます。

- 1．豊かな自然を大切に、調和のとれた美しいまちをつくります。
- 2．歴史と伝統に学び、教養を高め、文化のかおるまちをつくります。
- 3．スポーツに親しみ、心身ともに健康で、希望にみちた楽しいまちをつくります。
- 4．人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります。
- 5．時と資源を生かし、働くことを喜び、共に栄えるまちをつくります。



田 辺 市

田辺市障害者計画及び障害福祉計画 【概要版】

発行：田辺市 保健福祉部 やすらぎ対策課

〒646-0031 和歌山県田辺市湊 1619-8

TEL：0739-26-4902 FAX：0739-25-3994